

大分県都市計画提案制度手続要領

（趣旨）

第1条 この要領は、都市計画法（以下「法」という。）第21条の2の規定に基づく大分県（以下「県」という。）に対する都市計画の決定又は変更の提案（以下「計画提案」という。）に係る手続に関し、必要な事項を定める。

（提案）

第2条 県に対し計画提案することができる都市計画は、法第15条第1項の規定により県が定めることとされているもの（同条第1項第1号及び第3号に規定するものを除く。）とする。

（提案要件）

第3条 県に対する計画提案は、次に掲げる要件を備えたものでなければならない。

- （1）計画の提案を行う者（以下「計画提案者」という。）が、法21条の2第1項及び第2項の規定により定められたものであること。
- （2）当該計画提案に係る都市計画の素案の対象となる土地の区域（以下「提案区域」という。）が、都市計画区域及び準都市計画区域の区域内であり、かつ、0.5ha以上の一団の土地であること。
- （3）当該計画提案に係る都市計画の素案の内容が、法13条その他の法令の規定に基づく都市計画の基準に適合していること。
- （4）法21条の2第3項第2号に定める土地所有者の同意を得ていること。
 - 2 当該計画提案に係る都市計画を県が決定するに当たり、市町村が決定することとされている都市計画と同時に決定する必要がある場合は、その市町村に対しても計画提案を同時に行うものとする。この場合において、前項第2号の規定はこの市町村に対しなされた計画提案に係る面積に含めて取り扱うものとする。

（事前相談）

第4条 県は、計画提案者に対して都市計画に関する情報の提供などを支援するため、相談窓口を土木建築部都市・まちづくり推進課に置く。

- 2 計画提案者は、計画提案を行うに当たっては、土木建築部都市・まちづくり推進課に事前相談を行うよう努めるものとする。
- 3 県は、前項の事前相談があったときは、その計画提案者に対し、その意向を踏まえ、計画提案に係る都市計画の内容や計画提案の手続について助言及び情報提供を行うとともに、計画提案に係る都市計画の内容等について、地権者及び周辺住民等への十分な説明及び理解を得るための手段をとるよう依頼するものとする。
- 4 県は、第2項の事前相談があった計画提案に係る都市計画の内容について、その都市計画の決定権者に関わらず関係市町村に情報を提供する。この場合において、県が必要があると認めるときは、関係市町村及び関係行政機関等と事前調整を行う。
- 5 県は、前項の事前調整を行おうとする際に必要があると認めるときは、当該事前調整に係る事前相談を行った計画提案者に対し協力を求めるものとする。

(提案書の提出)

第5条 計画提案者は、提案書(様式1)に、次に掲げる書類を添えて土木建築部都市・まちづくり推進課に提出するものとする。

(1) 都市計画の素案(法14条の規定に準じたもの)

(2) 土地所有者の同意を証する書類(様式2。以下「同意書」という。)

2 県は、計画提案者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる資料の提出を求めるものとする。

(1) 提案概要書(様式3)

(2) 計画提案を行うことができることを証する書類(許可書、認可書の写し等)

(3) 提案の区域を示した公図の写し

(4) 提案の区域内の権利者一覧表(様式4)

(5) 提案の区域内の全ての土地に関する登記簿謄本その他権利関係を証する書類

3 計画提案者は、前2項に規定する書類等に加え、次に掲げる事項を記載した書面を提出することができる。

(1) 当該事業の着手時期

(2) 計画提案に係る都市計画の決定又は変更を希望する期限。ただし、当該期限は計画提案に係る都市計画の内容に応じて、当該都市計画の決定又は変更までに必要な期間として合理的なものでなければならない。

(3) 前各号の時期及び期限を希望する理由

4 県は、計画提案者に対し、第1項及び第2項に規定する書類等に加え、次の資料の提出を依頼することができる。

(1) 周辺環境等への影響の検討に関する資料

(2) 計画提案に係る区域内の土地所有者等及び周辺住民等への説明に関する資料

(3) その他計画提案の内容の説明に必要と認められる資料

5 第3条第2項の規定により県及び市町村に同時に計画提案を行う場合においては、第1項及び第2項第1号の書類を除き、市町村に提出する書類の写しをもって、本条各項の書類等に替えることができる。この場合において、市町村に提案する都市計画の内容についても可能な限り詳細な資料を添付するものとする。

(提案要件の確認)

第6条 県は、前条の規定により提案書の提出があったときは、遅滞なく、第3条に規定する計画提案に係る要件(以下「提案要件」という。)への適合並びに前条第1項及び第2項に規定する書類等の添付を確認するものとする。

2 県は、前条の確認の結果、第3条に規定する要件に適合していないこと又は前条第1項及び第2項に規定する書類等が添付されていないことを確認した場合は、計画提案者に対し記載内容の補正を通知するものとする。この場合において、補正に要する期間は通知を行った日から起算して30日以内とする。

3 県は、提出書類の内容が提案要件に適合する、又は適合しない(前項の規定による補正が、定められた期日までに行われない場合も含む。)と確認したときは、遅滞なく、その旨を計画提案者に通知するものとする。

4 法第21条の3に規定する「計画提案が行われたとき」とは、前項の規定により、提案要件に適合する旨の通知を行ったときとする。

(計画提案の判断)

第7条 県は、法第21条の3の規定により、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要があるかどうかの判断については、次に掲げる基準に基づき、総合的に行うものとする。

- (1) 県及び関係市町村の定める上位計画、都市計画の方針又は基準に適合するものであるか。
- (2) 関連する都市計画及び公共施設計画との整合が図られているか。
- (3) 計画提案が事業等の実施を前提とする場合は、その事業等に実現性があるか。
- (4) 周辺環境への配慮がなされているか。

2 県は、前項の判断を行うに際しては、あらかじめ、関係市町村、関係行政機関及び前項第3号の事業実施予定者（以下「事業予定者」という。）から意見を聴き、調整を行うものとする。

(判断結果の通知及び意見書の提出)

第8条 県は、前条の規定により計画提案に対する判断を行ったときは、遅滞なくその結果及びその理由（当該計画提案に係る都市計画の内容の全部を実現する場合は理由を除く。）を、計画提案者、関係市町村、関係行政機関及び事業予定者に通知するものとする。

- 2 計画提案者は、前項の規定による通知があったときは、結果及び理由について、通知のあった日から起算して2週間以内に、県に意見書を提出することができるものとする。
- 3 県は、前項の意見書が提出されたときは、その趣旨を踏まえ、前条に定める判断を再度行うものとする。この場合において、前回と異なった判断を行った場合は、第1項の手続を再度行った後に次条以降の手続を行うものとし、同一の判断を行った場合は、計画提案者に対しその旨の通知を行った後に次条以降の手続を行うものとする。

(提案を採用する場合の手続)

第9条 県は、計画提案を踏まえた都市計画の決定及び変更をする必要があると判断した場合は、法15条の2第2項の規定により関係市町村に対し必要な協力を求めるとともに、法16条の第1項の規定により必要に応じて住民意見を反映させるために必要な措置を講じ提案の趣旨を踏まえた範囲内で修正した都市計画の案を作成し、県の案とする。

2 県は、前項の規定により案が作成された都市計画が決定又は変更された場合において、法20条第1項又は法21条第2項の規定を準用する法第20条第1項の規定により告示をしたときは、その旨を計画提案者に通知する。

(提案を不採用とする場合の手続)

第10条 県は、計画提案を不採用とすることを決定した場合は、遅滞なく、法21条の5第2項の規定により大分県都市計画審議会（以下、「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

- 2 県は、審議会の結果が計画提案を不採用とすることが適当であると認められた場合には、法21条の5条第1項の規定により、その旨及びその理由を計画提案者に通知するとともに、関係市町村、関係行政機関及び事業予定者に通知するものとする。
- 3 県は、審議会の結果が計画提案を不採用とすることが適当でないとして認められた場合には、直ちに提案の採用について再度判断を行うものとする。

(計画提案の変更及び取下げ)

- 第11条 計画提案者は、第5条の規定により提出された計画提案の内容を変更しようとするとき(第6条第2項の規定に基づく補正は除く。)は、一度計画提案を取り下げ、新たに第5条の規定により計画提案を行うものとする。
- 2 計画提案者は、第5条の規定により提出された計画提案を取り下げようとするときは、県にその旨を届け出るものとする。
 - 3 県は、前項の規定により取下げの届け出があったときは、この要領の規定による手続を中止し、関係市町村、関係行政機関及び事業予定者に通知するものとする。

(その他)

- 第12条 都市計画提案制度に係る庶務は、土木建築部都市・まちづくり推進課が行う。
- 2 この要領で定めるもののほか、都市計画提案制度手続に関し必要な事項は、土木建築部都市・まちづくり推進課長が定める。

附 則

この要領は平成18年8月30日から施行する。

附 則

この要領は令和3年3月31日から施行する。